

鋸南町における地域公共交通政策の体制強化に向けた組織立ち上げ事業業務委託仕様書

1 委託業務の名称

鋸南町における地域公共交通政策の体制強化に向けた組織立ち上げ事業業務委託

2 本業務の目的

本町では、令和7年度に町民の移動実態、ニーズ等を把握しながら、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条に規定する法定計画として、今後取り組むべき11の実施事業を掲げ、地域公共交通施策のマスタープランとなる「鋸南町地域公共交通計画」を策定した。

これらの実施事業を計画的に推進するためには、行政や交通事業者、町民及び関係団体など様々な関係者と協議・調整を図りながら、取り組むことが必要であるが、町の公共交通施策担当者が1名しかおらず、また、公共交通サービスを行う担い手が不足しており、地域交通をコーディネートできる人材・組織を育成し、多様な人材を巻き込んだ組織の育成が必要不可欠となっている。

本業務では、「鋸南町地域公共交通計画」で掲げた11の実施事業の実施スケジュールを踏まえながら、地域の実情を考慮した地域公共交通施策の体制強化に向けて、定量データや地域ニーズを分析するとともに、行政が司令塔として機能しつつ、ノウハウの提供を行う組織の立ち上げを準備した上で、持続可能な地域交通の体制づくりと、連携体制の構築による実施事業を検討することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

4 対象地域

鋸南町全域

5 業務内容

(1) モビリティデータ分析及びニーズ調査の実施

最新の国や町所有データ等を活用し、人流データや町営循環バス等の乗降データを分析するとともに、「交通空白」地区の解消に資する新たなまちづくり人材の発掘・育成や、公共交通再編の方向性や制度の見直し等を検討するためのワークショップ（3回程度）を開催し、ニーズや必要性等を把握する。

ワークショップ開催に当たっては、地域住民が当事者であるという認識となるよう、持続可能な地域交通のあり方を考えながら、公共交通に対する機運を醸成するプログラムの提案及び構成の企画、運営を行う。なお、ワークショップは佐久間地区など公共交通の利用が不便な地区を対象に、3回程度開催する。

- ワークショップ運営のプログラムの立案、会議資料等の作成
- ワークショップへの出席及び運営支援
- 結果のとりまとめ

(2) 組織の立ち上げ準備

「鋸南町地域公共交通計画」で掲げた11の実施事業のうち、実施スケジュールを考慮し、それぞれの実施事業を検討・実施していくため、協議会メンバー等の交通事業者や関係団体、行政及

び外部専門会社等で構成された新たな組織の立ち上げを準備する。

組織の立ち上げに当たっては、構成メンバーや、具体的な検討内容、各メンバーの役割分担、詳細スケジュール等を検討する。

(3) 連携体制の構築による施策検討

モビリティデータ分析や関係者との調整を踏まえて、立ち上がった組織に次の施策について具体的な施策内容や実施スケジュール等を検討しつつ、施策の相乗効果を発揮するための連携体制を構築する。なお、検討を行う施策については、組織での検討状況等により、見直す場合がある。

【施策検討例】

- 町営循環バスの段階的な再編検討
- 公共ライドシェア等の検討
- ドライバー確保などサポート体制及び制度の見直し検討
- 道の駅保田小学校の二次交通の拡充検討
- 公共交通利用促進活動（バス乗り方教室、公共交通フェスタ等）の検討
- 運転手の確保策の検討
- 他分野・産業との連携内容の検討
- 先進技術導入に向けた研究

※組織での施策検討事項の進捗状況については、適宜報告するものとする。

(4) 関係者との調整

① 鋸南町地域公共交通活性化協議会の運営支援

法定協議会の資料作成、会議への出席・説明等、会議録の作成支援等を行う。法定協議会の開催は3回程度を予定する。

② 資金面や財政支援メニューの検討

地域の関係者と協議会等を通じて調整を行いながら、関係者との資金面の調整や各種補助金等の財政支援メニューの検討・支援を行う。

6 成果品

本業務の成果を取りまとめた、次の成果品を納入する。

成果品の提出期限は令和9年2月12日（金）までとする。

- (1) 業務報告書 3部
- (2) 上記の電子データ（CD-R, DVD-R） 1式

7 業務の進め方

- (1) 本業務の進め方や進捗状況等については、適宜協議を行いながら進めるものとする。協議の実施後は速やかに協議録を作成し、その都度提出するものとする。
- (2) 本業務に関し、町は所有するデータを必要に応じて可能な限り提供するものとする。

8 個人情報の保護・秘密の保持

- (1) この業務の履行にあたり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。

(2) 受託者は、この業務履行にあたって、直接または間接に知り得た全ての情報について、外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

9 権利関係

(1) 本業務の成果品の著作権等はすべて発注者に帰属するものとし、発注者の承認を受けずに他に公表、貸与又は使用等をしてはならない。なお、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由により不良箇所が発見された場合は、速やかに必要な措置を講ずるものとし、これに要する経費は受注者が負担するものとする。

(2) 本業務の履行にあたっては、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

10 その他

本仕様書の内容等について疑義のある場合は、双方協議のうえ決定するものとする。